



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） 6
- 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 8
- 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則（税務課） 8
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害保健福祉課） 9
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（障害保健福祉課） 28

訓 令

- 沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令（管財課） 39
- 沖縄県交通安全対策本部設置要綱を廃止する訓令（県民生活課） 39
- 沖縄県産品販路拡大推進員設置規程（国際物流推進課） 40
- 建設業事務嘱託員設置規程（土木総務課） 41

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第11号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「前条第2項」を「第2条第2項」に改める。

別表第1中

沖縄県自然環境保全審議会委員	日額 9,300
沖縄県交通安全対策会議委員	日額 9,300
沖縄県消費生活審議会委員	日額 9,300
沖縄県公衆浴場入浴料金審議会委員	日額 9,300
沖縄県生活衛生適正化審議会委員	日額 9,300
沖縄県平和祈念資料館運営協議会委員	日額 9,300
沖縄県男女共同参画審議会委員	日額 9,300
沖縄県保健所運営協議会委員	日額 9,300

を

沖縄県感染症診査協議会委員	日額 9,300
---------------	----------

沖縄県自然環境保全審議会委員	日額 9,300
----------------	----------

沖縄県精神医療審査会委員	日額 9,300
--------------	----------

沖縄県交通安全対策会議委員	日額 9,300
沖縄県消費生活審議会委員	日額 9,300
沖縄県男女共同参画審議会委員	日額 9,300
沖縄県平和祈念資料館運営協議会委員	日額 9,300

沖縄県がん対策推進協議会委員	日額 9,300
----------------	----------

沖縄県がん対策推進協議会委員	日額 9,300
沖縄県保健所運営協議会委員	日額 9,300
沖縄県感染症診査協議会委員	日額 9,300
沖縄県精神医療審査会委員	日額 9,300
沖縄県公衆浴場入浴料金審議会委員	日額 9,300
沖縄県生活衛生適正化審議会委員	日額 9,300

沖縄県観光審議会委員	日額 9,300
------------	----------

沖縄県観光審議会委員	日額 9,300
沖縄県文化芸術振興審議会委員	日額 9,300

員」を「あっせん委員」に改める。

別表第2中 沖縄県行政オンブズマン調査員	日額 10,400
----------------------	-----------

沖縄県行政オンブズマン調査員	日額 10,400
旅券発給業務嘱託員	日額 8,400

総合案内員	日額 8,400
交通事故相談員	日額 9,100
消費生活専門相談員	1件当たりにつき10,000円以内で知事が

に、
を
に、
を
に、
を
に、「あっせん委

を

に、

	別に定める額	
民間非営利活動支援相談員	日額 8,400	を
嘱託獣医師	日額 15,300	
沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員	日額 9,700	
八重山平和祈念館嘱託員	日額 8,100	
社会福祉法人等指導監査専門員	日額 13,200	
援護事務相談員	日額 9,100	
社会福祉法人等指導監査専門員	日額 13,200	に、
沖縄県就労促進指導員	日額 9,100	を
沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員	日額 8,920	
沖縄県就労促進指導員	日額 9,100	に、
沖縄県生活保護医療扶助相談・指導員	日額 9,100	を
沖縄県生活保護医療扶助相談・指導員	日額 9,100	に、
適正保護推進員	日額 10,600	
学習支援専門員	日額 9,100	
介護給付適正化支援員	日額 12,300	を
介護給付適正化支援員	日額 12,300	に、
介護サービス事業者等指導・支援員	日額 12,300	
母子自立支援員	日額 9,900	を
待機児童対策特別事業指導員	日額 12,300	
母子自立支援員	日額 9,900	に、
施設医療給付専門指導員	日額 8,300	を
精神医療診療報酬明細書審査員	日額 8,300	

待機児童対策特別事業指導員	日額 12,300
施設医療給付専門指導員	日額 8,300
広域相談専門員	日額 11,500
総合案内員	日額 8,400
交通事故相談員	日額 9,100
消費生活専門相談員	1件当たりにつき10,000円以内で知事が別に定める額
民間非営利活動支援相談員	日額 8,400
沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員	日額 9,700
八重山平和祈念館嘱託員	日額 8,100
援護事務相談員	日額 9,100
沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員	日額 8,920

に、

学校医	日額 20,900
包括的看護補助嘱託員	日額 11,500
島しょ・へき地看護補助嘱託員	日額 11,500

を

学校医	日額 20,900
-----	-----------

に、

医療安全相談員	日額 9,800
---------	----------

を

医療安全相談員	日額 9,800
精神医療診療報酬明細書審査員	日額 8,300
地域がん登録嘱託員	日額 7,600
嘱託獣医師	日額 15,300

に、

沖縄県国際物流拠点形成推進役	日額 18,750
----------------	-----------

を

沖縄県国際物流拠点形成推進役	日額 18,750
沖縄県産品販路拡大推進員	日額 10,600

に、

「	嘱託研究員	日額 12,000	を
	沖縄バイオ産業振興センター嘱託員	日額 8,300	」
「	嘱託研究員	日額 12,000	に、
	沖縄県国際会議等誘致専門員	月額 300,000	」
	旅券発給業務嘱託員	日額 8,400	を
	沖縄県国際会議等誘致専門員	月額 300,000	」
	道路維持管理嘱託員	日額 8,800	に、
	建設業事務嘱託員	日額8,400。ただし、宮古土木事務所及び八重山土木事務所に勤務する者にあつては、6,500	」
	用地事務嘱託員	日額 8,400	を
	用地事務嘱託員	日額 8,400	」
	道路維持管理嘱託員	日額 8,800	に、
	教職員の悩み相談員	日額 9,300	」
	スクールカウンセラー	カウンセリング等1時間につき 5,000	を
	準スクールカウンセラー	カウンセリング等1時間につき 3,200	」
	教職員の悩み相談員	日額 9,300	に、
	巡回教育相談員	日額 6,200	」
	子どもと親の相談員	日額 6,200	を
	県立高等学校就職支援員	日額 11,300	」

スクールカウンセラー	カウンセリング等1時間につき 5,000
準スクールカウンセラー	カウンセリング等1時間につき 3,200

に、

中学生いきいきサポート相談員	日額 9,300
----------------	----------

を

中学生いきいきサポート相談員	日額 9,300
小中アシスト相談員	日額 9,300

に、

親子電話相談員	日額 9,300
---------	----------

を

親子電話相談員	日額 9,300
家庭教育支援リーダー	日額 9,300

に、

放置違反金徴収員	日額 9,700
----------	----------

を

放置違反金徴収員	日額 9,700
遊技機調査員	日額 7,700

に、

労働委員会のあっせん員	日額 9,300
沖縄県議会史編さん嘱託員	日額 8,900

を

労働委員会のあっせん員	日額 9,300
-------------	----------

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第12号

沖縄県財務規則の一部を改正する規則

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「収入金」の次に「（警察本部交通指導課の放置違反金に係る収入金を除く。）」を加え、同条第9号中「警察本部の出納員」を「警察本部会計課の出納員」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 警察本部交通指導課の出納員 放置違反金に係る徴収金の収納に関すること。

第7条第1項中「させるため」の次に「、又は収納した現金を第46条第3項ただし書の規定により指定金融機関等に払い込むまでの間保管させるため」を加える。

第74条第2項中「第77条の5」を「第77条の6」に改める。
 第77条の5中「第60条第15号」を「第60条第16号」に改める。
 第109条第1項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。
 第117条第1項中「製造の」を「製造その他についての請負契約に係る」に改め、「物件の」の次に「買入契約に係る」を加える。
 第138条第2項中「及び第5号」を「、第5号及び第7号」に改める。
 第143条第2項を削る。
 第148条第4項を削る。
 第192条中「及び事務所県税課」を「、事務所県税課及び警察本部交通指導課」に、「事務所の長」を「事務所の長等」に改める。

別表第1中 「

警察本部	会計課長 同課長補佐
------	------------

」を

「

警察本部	会計課長 同課長補佐
	交通指導課長 同課長補佐

」に改める。

別表第2中 「

下水道建設事務所	主幹
----------	----

」を

「

下水道建設事務所	庶務建設班の班長
----------	----------

」に、

「

大阪事務所	主査
-------	----

」を

「

大阪事務所	主幹（主幹を置かない場合は、主査）
-------	-------------------

」に、

「

	県税課に属する主幹
--	-----------

」を

「

都市モノレール建設事務所	県税課に属する主幹 建設1班の班長
--------------	----------------------

」に改める。

別表第4 出納事務局の出納員の項中「環境生活部」を「環境部」に、「福祉保健部」を「子ども生活福祉部、保健医療部」に、「受入れ並びに」を「受入れ、」に、「入札保証金の還付に」を「入札保証金の還付並びに収納した現金の保管（第46条第3項ただし書の規定により指定金融機関等に払い込むまでの間に限る。以下この欄において同じ。）に」に、「還付並びに財産貸付料の収納」を「還付、財産貸付料の収納並びに収納した現金の保管」に改め、「費用の収納」の次に「及び収納した現金の保管」を加え、「医務課」を「保健医療政策課」に改め、「看護師等修学資金貸与金の収納」の次に「及び収納した現金の保管」を加え、「及び入居敷金の受入れ」を「、入居敷金の受入れ及び収納した現金の保管」に改め、同表計量検定所の出納員の項中「収納」の次に「及び収納した現金の保管」を加え、同表北部福祉保健所、中部福祉保健所及び南部福祉保健所の出納員の項中「収納」の次に「並びに収納した現金の保管」を加え、同表警察署の出納員の項中「収納」の次に「及び収納した現金の保管」を加え、同表平和祈念資料館の出納員の項中「収納」の次に「並びに収納した現金の保管」を加え、同表県税事務所の出納員の項から県立高等学校の出納員の項までの規定中「収納」の次に「及び収納した現金の保管」を加え、同表宮古事務所総務課の出納員の項中「定期検査手数料の収納」の次に「及び収納した現金の保管」を、「収入の収納」の次に「及び収納した現金の保管」を加え、「還付並びに公文書の写しの交付に要する費用の収納」を「還付、公文書の写しの交

付に要する費用の収納並びに収納した現金の保管」に、

公文書の写しの交付に要する費用の収納に関すること。

 を

「

公文書の写しの交付に要する費

」

用の収納及び収納した現金の保管に関すること。

に改め、同表宮古事務所県税課の出納員の項中「収納」の次に「及び

収納した現金の保管」を加え、同表八重山事務所総務課の出納員の項中「定期検査手数料の収納」の次に「及び収納した現金の保管」を、「収入の収納」の次に「及び収納した現金の保管」を加え、「還付並びに」を「還付、」に改め、「費用の収納」の次に「並びに収納した現金の保管」を加え、同表中

八重山事務所県税課の出納員	八重山事務所県税課の金銭分任出納員	県税課に属する収入の収納に関すること。
---------------	-------------------	---------------------

を

八重山事務所県税課の出納員	八重山事務所県税課の金銭分任出納員	県税課に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。
警察本部交通指導課の出納員	警察本部交通指導課の金銭分任出納員	放置違反金に係る徴収金の収納及び収納した現金の保管

に改め

る。

別表第8 給与その他の給付及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当（ただし、次項の経費を除く。）の項中「環境生活部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に、「福祉保健部福祉保健企画課予算経理班の班長」を「子ども生活福祉部福祉政策課予算経理班の班長、保健医療部保健医療政策課長」に改める。

様式第53号中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第13号

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	単位	金額	備考
歯科処置料	1 1 ^{ふつ} 弗素塗布	1 回につき	520円
	2 歯口清掃	1 顎につき	290円
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による健康診断料	1 ツベルクリン反応検査	1 件につき	340円
	2 レントゲン検査	1 件につき	970円

直接撮影とする。

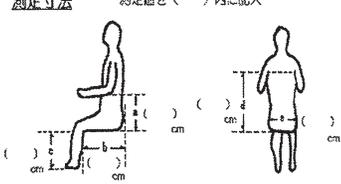
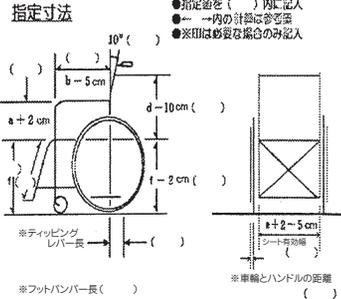
附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

ブレーキ	1 レバー式 a) 平板 b) 丸棒	1 固定式	延長	右 左	cm	シ ト	1 標準	3 張り調整	
	2 トグル式	2 継ぎ手式					2 リット式 (座板)	4 座奥行き調整	
	3 その他 ()	3 片手操作					a) 脱着式 b) 折りたたみ式		
付属品 (オプション)	1 テーブル <input type="checkbox"/> 上肢の筋力低下により一般のテーブルでは食事をとることが難しい者 <input type="checkbox"/> 日常生活や職業上必要とする者 2 シートベルト <input type="checkbox"/> 腰ベルト <input type="checkbox"/> 胸ベルト <input type="checkbox"/> 股ベルト <input type="checkbox"/> その他 () 3 クッション <input type="checkbox"/> クッション () cm <input type="checkbox"/> ポリエステル・ウレタン多層構造・立体編物構造 <input type="checkbox"/> 単一空気調整 <input type="checkbox"/> ゲル・ウレタン多層構造 <input type="checkbox"/> 背クッション <input type="checkbox"/> 特殊な空気室構造 <input type="checkbox"/> クッションカバー <input type="checkbox"/> 特殊形状クッション (骨盤・大腿骨部サポート) <input type="checkbox"/> フローテーションパッド <input type="checkbox"/> クッション滑り止め ※クッションに関する特記事項 () 4 キャリパーブレーキ 13 ステッキホルダー (1本・2本) 22 高さ調整式手押しハンドル 5 フットブレーキ 14 点滴ポール 23 車載時固定用フック 6 泥よけ (右・左・両) 15 酸素ボンベ固定装置 24 日よけ (雨よけ) 7 スポークカバー (右・左・両) 16 人工呼吸器搭載台 25 6輪構造 8 車軸位置調整 17 携帯用会話補助装置搭載台 26 成長対応型部品 9 大車輪着脱ハブ交換 18 栄養パック取り付け用ガードル架 27 その他 10 サイドガード 19 痰吸引器搭載台 11 転倒防止装置 (先ゴム・キャスター) 20 幅止め 12 屋外用キャスター (エア式) 21 ガスダンパー						測定寸法 測定値を () 内に記入  指定寸法 指定値を () 内に記入 <input type="checkbox"/> 内の計測は参照表 <input type="checkbox"/> ※※は必要を協会のみ記入 		
	特記事項、使用者の希望事項など記述すること。								
業者名	担当者 ()								
処方	年 月 日	医師名				印	医療機関名	所在地	
適合判定	年 月 日	医師名				印	医療機関名	所在地	

第3号様式(5) (第5条関係)

電動車いす処方箋 (新規・再交付)

氏名	生年月日		年 月 日 () 歳		性別	男・女	TEL
住所	職業 (具体的)			主な使用場所		屋内・屋外・屋内外	
疾患名	障害名	身長	体重	cm / kg	移乗能力	自立・半介助・介助	
速度	1 4.5km/h	2 6.0km/h	3 その他 ()				
名称	1 普通型	5 簡易型 (切り替え式・アシスト)	バッテリー	1 内臓 通常・シールド	充電器	内臓	
	2 リライニング式	【車椅子部分: オダーメイト・レディメイト】		2 外付け (取り外し型)		外部	
	3 電動リライニング式	6 リライニング式手押し型		マイコン内臓型ニッケル電池			
	4 電動リフト式	7 ティルト式手押し型		マイコン内臓型ニッケル水素電池			
ジョイスティック	操作源 1 上肢 (右左) 2 下肢 (右左) 3 頭頸部 (マウス類) 4 音声 5 その他 ()						
	制御ボックス	位置	レバーの形	レバーの抵抗	シ ト	1 標準	
	1 右 2 左	1 メーカー標準	1 メーカー標準	2 リット式 (座板)			
	3 その他 (固定式・移動式・講式)	2 指定 ()	2 指定 ()	a) 着脱式			
	スイッチ	レバーの長さ	その他の仕様	b) 折りたたみ式			
	1 メーカー標準	1 メーカー標準		3 張り調整			
	2 指定 ()	2 指定 () cm	()	4 座奥行き調整			
(バックサポーター)	1 固定式	(肘)	1 固定式	1 調整なし	ブレーキ	1 レバー式	
	2 延長バックサポーター	あ	2 デスク型	2 前後調整 (片・両)		a) 平板 b) 丸棒	
	3 張り調整式	サポート	3 高さ角度調整式	3 角度調整 (片・両)		2 トグル式	
	4 高さ調整式		4 高さ調整式	4 左右調整 (片・両)		3 その他 ()	
	5 背折れ機構		5 跳ね上げ式	5 開閉・脱着式		1 固定式	
	6 背座間角度調整		6 脱着式	6 伸縮式	材質	2 継ぎ手式	
	7 ヘッドサポートベース (枕含む)		7 幅広 (左・右・両)	7 両側兼用	1 軽合金 2 プラスチック	3 片手操作	
					踵 右 止 左		

	8 枕 (オナー・レイン)		8 延長(左・右・両)	2 片側独立		3 ベルト の 両	延長(右・左) : cm
フレーム	1 径 : 16・19・22 その他 () 2 材質 : 鉄・ステンレス ・軽合金 その他 ()	駆 動 輪	1 径 : 18・20・22・24・ 他 () 2 材質 : 鉄・ステンレス・軽合金 その他 () 3 タイプ : 空気入り・ノーパンク	(簡易式の タ場合)	1 径 (5・6 ・7・8) 2 形状 リット PU ソフトフォー グ 屋外用 (エ ア式)	ハン ドリ ム	1 径 : 16・19・22 その他 () 2 材質 : 鉄・ステン ス・軽合金・その他 () 3 標準形状 4 ノブ付き : 4・6 ・8・10個・水平 ・垂直・握り 5 滑り止め : ゴム・ 皮革・ビニルコーテ ィング
付属品 (オプション)	1 テーブル <input type="checkbox"/> 上肢の筋力低下により一般のテーブルでは食事をとることが難しい者 <input type="checkbox"/> 日常生活や職業上必要とする者 2 シートベルト <input type="checkbox"/> 腰ベルト <input type="checkbox"/> 胸ベルト <input type="checkbox"/> 股ベルト <input type="checkbox"/> その他 () 3 クッション <input type="checkbox"/> クッション () cm <input type="checkbox"/> フロテーションパッド <input type="checkbox"/> 特殊形状クッション (骨盤・大腿骨部サポート) <input type="checkbox"/> 単一空気調整 <input type="checkbox"/> ポリエステル・ウレタン多層構造・立体建物構造 <input type="checkbox"/> クッション滑り止め <input type="checkbox"/> 背クッション <input type="checkbox"/> ゲル・ウレタン多層構造 ※クッション選択に関する特記事項 <input type="checkbox"/> クッションカバー <input type="checkbox"/> 特殊な空気構造 () 4 キャリアフブレーキ 11 フロントサブホイール (溝・脱輪予防装置) 18 人工呼吸器搭載 26 車載時固定用フック 5 フットブレーキ 12 サイドガード 19 携帯用会話補助装置搭載台 27 日よけ(雨よけ) 6 電動又は電磁式ブレーキ 13 転倒防止装置(先ゴム・キャスター) 20 栄養パック取り付け用ガードル架 28 成長対応型部品 7 泥よけ(右・左・両) 14 屋外用キャスター 21 痰吸引器搭載台 その他 8 スターカハ(右・左・両) 15 ステッキホルダー(1本・2本) 22 幅止め 9 車軸位置調整 16 点滴ボール 23 ガスタンパー 10 クライマセット(段差乗り換え補助装置) 17 酸素ボンベ固定装置 24 前輪ハワーステアリング 25 高さ調整式手押しハンドル						
その他	1 バックミラー 2 警笛 3 その他 ()						
特記事項、使用者の希望事項など記述すること。							
業者名	担当者 ()						
処方	年 月 日	医師名	印	医療機関名	所在地		
適合判定	年 月 日	医師名	印	医療機関名	所在地		

第3号様式(6) (第5条関係)

座位保持装置処方箋 (新規・再交付・修理)

氏名			生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女	職業	
住所	TEL				使用場所	屋内・屋外・屋内外		
疾患名	障害名			医学的所見				
基本形式	採 型	<input type="checkbox"/> 頭・頸部	<input type="checkbox"/> 上肢(左・右)	<input type="checkbox"/> 体幹部	<input type="checkbox"/> 骨盤・大腿部	<input type="checkbox"/> 下腿・足部(左・右)		
	採 寸	<input type="checkbox"/> 頭・頸部	<input type="checkbox"/> 上肢(左・右)	<input type="checkbox"/> 体幹部	<input type="checkbox"/> 骨盤・大腿部	<input type="checkbox"/> 下腿・足部(左・右)		
	構造フレーム	<input type="checkbox"/> 木製 <input type="checkbox"/> 金属製 <input type="checkbox"/> 完成用部品 () <input type="checkbox"/> 車いす ()						
制作要素	支持部	頭 部	<input type="checkbox"/> 頭部支え				<input type="checkbox"/> フレックス構造	
		上 肢	<input type="checkbox"/> 上肢支え(左・右) <input type="checkbox"/> 前腕手部支え(左・右)				<input type="checkbox"/> フレックス構造	
		体 幹 部	<input type="checkbox"/> 平面形状型 <input type="checkbox"/> モールド型 <input type="checkbox"/> シート張り調節型				<input type="checkbox"/> フレックス構造	
		骨盤・大腿部	<input type="checkbox"/> 平面形状型 <input type="checkbox"/> モールド型 <input type="checkbox"/> シート張り調節型				<input type="checkbox"/> フレックス構造	
		下 腿 部	<input type="checkbox"/> 下腿支え(左・右)				<input type="checkbox"/> フレックス構造	
	足 部	<input type="checkbox"/> 足台(左・右)				<input type="checkbox"/> フレックス構造		
結 連	頸 部	<input type="checkbox"/> 固定× ()						
	腰部(片側)	<input type="checkbox"/> 固定× ()		<input type="checkbox"/> 遊動× ()		角度調整用部品 ()		
	膝部(片側)	<input type="checkbox"/> 固定× ()		<input type="checkbox"/> 遊動× ()		角度調整用部品 ()		
カットアウトテーブル	キャスター	<input type="checkbox"/> 標準× () <input type="checkbox"/> 多機能× ()						

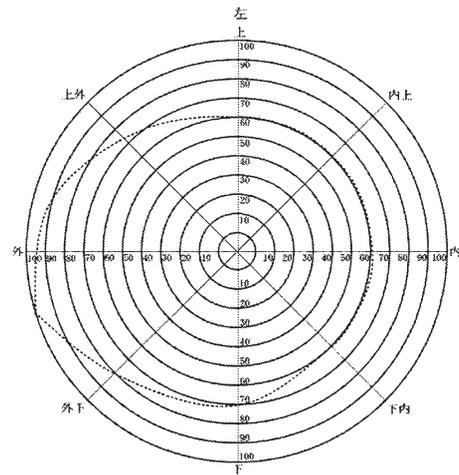
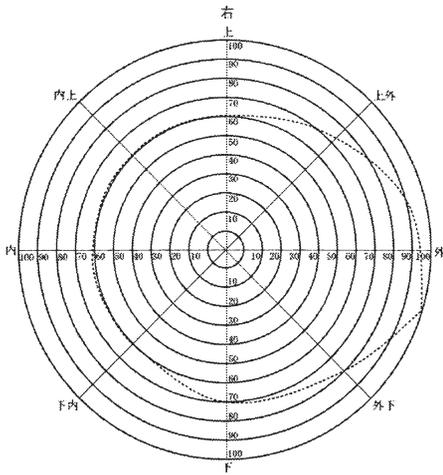
付 属 品	上肢保持	<input type="checkbox"/> アームレスト (左・右) <input type="checkbox"/> 肘パッド (左・右) <input type="checkbox"/> 縦型グリップ (左・右) <input type="checkbox"/> 横型グリップ (左・右)	
	体幹保持	<input type="checkbox"/> 肩パッド (左・右) <input type="checkbox"/> 胸パッド <input type="checkbox"/> 胸受けロール <input type="checkbox"/> 体幹パッド (左・右) <input type="checkbox"/> 腰部パッド	
	骨盤保持	<input type="checkbox"/> 骨盤パッド (左・右) <input type="checkbox"/> 臀部パッド	
	下肢保持	<input type="checkbox"/> 内転防止パッド <input type="checkbox"/> 外転防止パッド (左・右) <input type="checkbox"/> 膝パッド (左・右) <input type="checkbox"/> 下腿保持パッド (左・右) <input type="checkbox"/> 足部保持パッド (左・右)	
	ベルト	<input type="checkbox"/> 肩ベルト (左・右) <input type="checkbox"/> 胸ベルト (左・右) <input type="checkbox"/> 手首ベルト (左・右) <input type="checkbox"/> 胸ベルト <input type="checkbox"/> 骨盤ベルト <input type="checkbox"/> 股ベルト <input type="checkbox"/> 大腿ベルト (左・右) <input type="checkbox"/> 膝ベルト (左・右) <input type="checkbox"/> 下腿ベルト (左・右) <input type="checkbox"/> 足首ベルト (左・右)	
	支持部カバー	<input type="checkbox"/> 頭部 <input type="checkbox"/> 上肢(左・右) <input type="checkbox"/> 体幹部 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿部 <input type="checkbox"/> 下腿部(左・右) <input type="checkbox"/> 足部(左・右) 着脱 着脱 着脱 着脱 着脱 着脱	
	内張り	<input type="checkbox"/> アームレスト (左・右) <input type="checkbox"/> テーブル	
	体圧分散補助素材	<input type="checkbox"/> 頭部 <input type="checkbox"/> 上肢(左・右) <input type="checkbox"/> 体幹部 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿部 <input type="checkbox"/> 下腿部(左・右) <input type="checkbox"/> 足部(左・右)	
	その他	<input type="checkbox"/> 介助用グリップ (左・右) <input type="checkbox"/> ストッパー <input type="checkbox"/> 高さ調節用台座	
調整 機 構	高さ調節	<input type="checkbox"/> 頭部 <input type="checkbox"/> 体幹部 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿部 <input type="checkbox"/> 足部 (左・右) <input type="checkbox"/> アームレスト (左・右)	
	前後調整	<input type="checkbox"/> 頭部 <input type="checkbox"/> 骨盤・大腿部 <input type="checkbox"/> 足部 (左・右)	
	角度調整	<input type="checkbox"/> 頭部 <input type="checkbox"/> テーブル	
	着脱調整	<input type="checkbox"/> 体幹パッド (左・右) <input type="checkbox"/> 骨盤パッド (左・右) <input type="checkbox"/> 膝パッド (左・右) <input type="checkbox"/> アームレスト (左・右) <input type="checkbox"/> 内転防止パッド	
	開閉機構	<input type="checkbox"/> アームレスト (左・右) <input type="checkbox"/> 足部 (左・右)	
(完成用部品) 名称 形式 使用部品			
特記事項			
処方医師	印 年 月 日	仮合せ	印 年 月 日
採型技師装具士	印 年 月 日	適合医師	印 年 月 日

第6号様式(1)及び第6号様式(2)を次のように改める。

第6号様式(1) (第9条関係)

身体障害者診断書・意見書 (障害用)

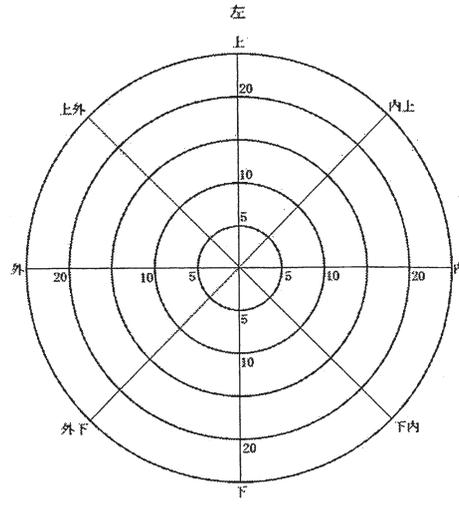
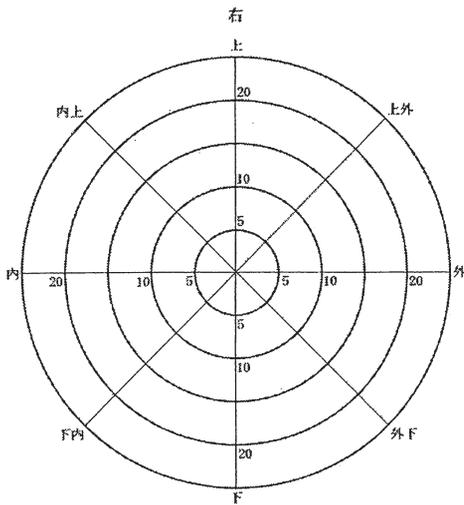
氏名	生年 月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女
住所	TEL			
①障害名 (部位を明記)				
<p>注意 1</p> <p>障害名には以下の () 内の具体的な障害名 (部位を明記) を記載してください。 例) 視覚障害 (両目失明・視野狭窄・視野欠損等)、聴覚障害 (両耳全ろう・語音明瞭度著障等)、平衡機能障害 (中枢性平衡失調等)、音声機能障害 (咽頭摘出・発声筋麻痺等)、言語機能障害 (ろうあ・聴あ等)、上肢機能障害 (右肩関節機能全廃・左手指欠損等)、下肢機能障害 (右足部欠損・左膝関節著障等)、右半身麻痺、体幹機能障害、脳磁性運動機能障害 (上肢・移動)、内部障害 (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害等) を記入して下さい。「指定医師必携障害名記載例参照」</p>				
②原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 疾病、先天性、その他 ()		
<p>注意 2</p> <p>疾病・外傷名には、視覚障害 (緑内障等)、聴覚・平衡機能障害 (先天性、メニエール病等)、音声・言語・そしゃく機能障害 (咽頭腫瘍、脳血管疾患等)、肢体不自由 (脳血管疾患、脳性麻痺、関節リウマチ等)、内部障害 (心室中隔欠損、慢性腎炎、肺気腫、膀胱腫瘍、直腸腫瘍、特発性仮性腸閉塞症等) の原因となった疾病・外傷名を記載して下さい。「指定医師必携疾病・外傷名記載例参照」</p>				
③疾病・外傷発生年月日		年 月 日	場所	
④参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)				



- 注) ・ 視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うこと。
 ・ 測定指標を明記すること。
 ・ 視野障害の記載にあたっては、見えない部分を黒く塗りつぶすこと。
 ・ 測定不能の場合「視標測定不能」と明記すること。
 ・ 求心性視野狭窄の有無は必ず記載すること。

3 中心視野 (検査日: 年 月 日)

【 1/2視標 ・ その他 () 】



右	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視能率②	損失率③
										%	%
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	$(① \div 560 \times 100)$	$(100 - ②)$

上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視能率⑤	損失率⑥

左	度	度	度	度	度	度	度	度	度	%	%
										(①÷560×100)	(100-⑤)

$\frac{(\text{③と⑥のうち大きい方}) + (\text{③と⑥の小さい方}) \times 3}{4}$	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">両目の損失率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>	両目の損失率	%
両目の損失率				
%				

注) ・視能率を測定するのは、求心性視野狭窄により両眼の中心視野が I / 2 視標で10度以内の場合です(輪状暗点があるものについて、中心の残存視野がそれぞれ I / 2 視標で10度以内のものも含む。)

4 現 症

	右	左
外 眼		
中間透光体		
眼 底		

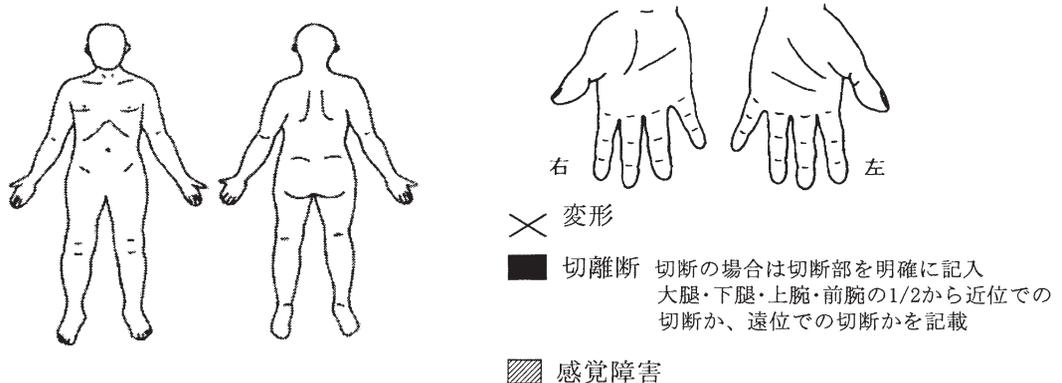
第6号様式(3)中「(別様式)」を「(第6号様式(15))」に改める。
 第6号様式(4)から第6号様式(7)までを次のように改める。

第6号様式(4) (第9条関係)
 肢体不自由の状況及び所見

1 神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見 (該当するものを○で囲み下記空欄・参考図示に追加所見記入)

- (1) 感覚障害(下記図示) : ①なし ②感覚脱失 ③感覚鈍麻 ④異常感覚
- (2) 運動障害(下記図示) : ①なし ②弛緩性麻痺 ③痙性麻痺 ④固縮 ⑤不随意運動
 ⑥しんせん ⑦運動失調 ⑧その他 ()
 ※ () 内は具体的に記載をお願いします。
- (3) 起 因 部 位 : ①脳 ②脊髓 ③抹消神経 ④骨関節 ⑤その他 ()
 ※ () 内は具体的に記載をお願いします。
- (4) 排尿・排便機能障害 : ①なし ②あり
- (5) 形 態 異 常 : ①なし ②あり

【参考図示】



運動障害

2 計 測 ※関係ない部分は記入不要

右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

【測定方法】

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起
 下肢長：上前腸骨棘→脛骨内果
 上腕周径：最大周径
 前腕周径：最大周径
 大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）
 下腿周径：最大周径

3 動作・活動状況（自立－○ 半介助－△ 全介助又は不能－×）

寝返りをする	
足をなげ出してすわる（背もたれ）	
椅子に腰かける（背もたれ、肘かけ）	
洋式トイレにすわる	
排泄のあと始末をする	
椅子から立ち上がる （手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具）	
片足で立つ	右 左
家の中の移動 （手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子）	
二階までの階段を上って下りる （手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具）	
屋外での移動（杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子）	
公共の乗り物を利用する	

つまむ（新聞紙が引き抜けない程度）	右 左
握る（丸めた週刊誌が引き抜けない）	右 左
箸で食事をする（スプーン・自助具）	右 左
コップで水を飲む	右 左
ブラシで歯を磨く（自助具）	右 左
顔を洗いタオルで拭く	
タオルを絞る（水をきれ程度）	
背中を洗う	
ズボンをはいて脱ぐ（自助具）	
シャツを着て脱ぐ	

注：（ ）の中のものを使用する場合は、使用するものを○で囲んでください。その場合は、自立していないという解釈になりますので評価は、「△」「×」のいずれかを記載してください。

4 関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）：この図表は障害認定を要する部位について記入すること
 （ ）筋力テスト 関節可動域 筋力テスト（ ）（ ）筋力テスト 関節可動域 筋力テスト（ ）

右半身

（ ）前屈 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 後屈（ ）

（ ）前屈 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 後屈（ ）

右半身

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 伸展（ ）

（ ）外転 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 内転（ ）

（ ）外旋 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 内旋（ ）

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 伸展（ ）

（ ）回外 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 回内（ ）

（ ）掌屈 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 背屈（ ）

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 母 伸展（ ）

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 示 伸展（ ）

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 中 伸展（ ）

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 環 伸展（ ）

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 小 伸展（ ）

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 母 伸展（ ）

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 示 伸展（ ）

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 中 伸展（ ）

（ ）屈曲 180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 環 伸展（ ）

左半身

（ ）左屈 90 60 30 0 30 60 90 右屈（ ）

（ ）左屈 90 60 30 0 30 60 90 右屈（ ）

左半身

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 屈曲（ ）

（ ）内転 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 外転（ ）

（ ）内旋 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 外旋（ ）

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 屈曲（ ）

（ ）回内 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 回外（ ）

（ ）背屈 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 掌屈（ ）

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 母 屈曲（ ）

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 示 屈曲（ ）

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 中 屈曲（ ）

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 環 屈曲（ ）

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 小 屈曲（ ）

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 母 屈曲（ ）

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 示 屈曲（ ）

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 中 屈曲（ ）

（ ）伸展 90 60 30 0 30 60 90 120 150 180 環 屈曲（ ）

頸

体幹

肩

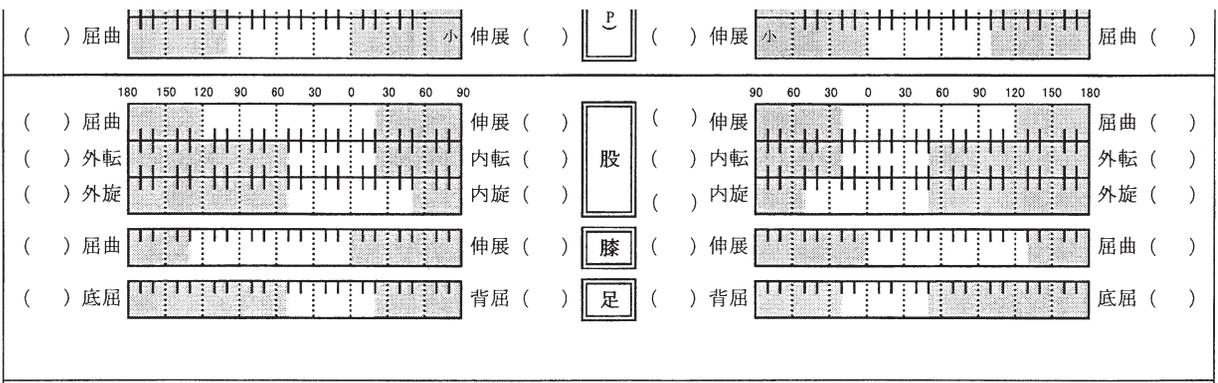
肘

前腕

手

中指指節（MP）

近位指節（PI）



備考 ※意識障害の状況 (JCS/GCS) ※脳血管疾患における Burunnstrom Stage

	右手指	左上肢	右下肢
	左手指	左下肢	左下肢

関節可動域 (ROM) 筋力テスト (MMT)

①関節可動域は、他動的な可動域を原則とします。

②関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会 日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とします。

③関節可動域の図示は、のように両端に太線を引きその間を矢印で結びます。強直の場合は、強直肢位に波線 () を引きます。

①筋力テストについては、表 () 内に○、△、×を記載して下さい。
○：筋力正常・やや減
△：筋力半減
×：筋力著減・消失

正常	5
やや減	4
半減	3
著減	2
消失	1
	0

第6号様式(5) (第9条関係)

脳原性運動機能障害用

1 上肢機能障害 (該当するものを○で囲むこと)

ア 両上肢機能障害 <紐むすびテスト結果>

1 度目の1分間 _____ 本

2 度目の2分間 _____ 本

3 度目の3分間 _____ 本

4 度目の4分間 _____ 本

5 度目の5分間 _____ 本

計 _____ 本

イ 一上肢機能障害 <5動作の能力テスト結果>

a 封筒をはさみで切るときに固定する (・可能・不可能)

b さいふからコインを出す (・可能・不可能)

c 傘をさす (・可能・不可能)

d 健側の爪を切る (・可能・不可能)

e 健側のそで口のボタンをとめる (・可能・不可能)

ウ 上肢の麻痺の有無 ①なし ②あり (右・左：弛緩性、痙性、不随意運動、しんせん失調、その他)

2 移動機能障害 <下肢・体幹機能評価結果>

a つたい歩きをする (・可能・不可能)

b 支持なしで立体を保持しその後10m歩行する (・可能・不可能)

c 椅子から立ち上がり10m歩行し再び椅子に坐る (・可能・不可能) _____ 秒

d 50cm幅の範囲内を直線歩行する (・可能・不可能)

e 足を開き、しゃがみこんで再び立ち上がる (・可能・不可能)

f 下肢の麻痺の有無 ①なし ②あり (右・左・体：弛緩性、痙性、不随意運動、しんせん失調、その他)

(注) この様式は、脳性麻痺の場合及び乳幼児期に発現した障害によって、脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア 紐結びテスト

事務用とじ紐（概ね43cm規格のもの）を使用する。

- ① とじ紐を机の上、被験者前方に図の如く置き並べる。
- ② 被験者は手前の紐から順に紐の両端をつまんで、軽くひとむすびする。
（注）・上肢を体や肌押し付けて固定してはいけない。
・手を机上に浮かしてむすぶこと。
- ③ むすびめの位置は問わない。
- ④ 紐が落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻す。
- ⑤ 紐は検査担当者が随時補充する。
- ⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。



イ 5動作の能力テスト

- a 封筒をはさみで切るときに固定する。
患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上ののせてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものでもよい。
- b さいふからコインを出す。
さいふを患手で持ち、空中に支え（テーブル面上ではなく）、健手でコインを出す。ジッパーをあけてしめることを含む。
- c 傘をさす。
開いている傘を空中に支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位ではなく座位のままでよい。肩にかついではいけない。
- d 健側の爪を切る。
大き目の爪きり（約10cm）で特別の細工のないものを患手で持って行う。
- e 健側のそで口のボタンをとめる。
のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンをかける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

第6号様式(6) (第9条関係)

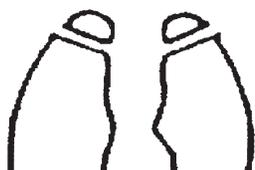
心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳以上用)

1 臨床所見

(該当するものを○で囲むこと)

- | | |
|-----------------|---|
| ア 動 悸 (有・無) | キ 浮 腫 (有・無) |
| イ 息 切 れ (有・無) | ク 心 拍 数 |
| ウ 呼 吸 困 難 (有・無) | ケ 脈 拍 数 |
| エ 胸 痛 (有・無) | コ 血 圧 (最大 ・最小) |
| オ 血 痰 (有・無) | サ 心 音 |
| カ チアノーゼ (有・無) | シ その他の臨床所見 |
| | ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床状態、頻度、持続時間等 |

2 胸部X線所見 (年 月 日)



記載してください。

第6号様式(7) (第9条関係)

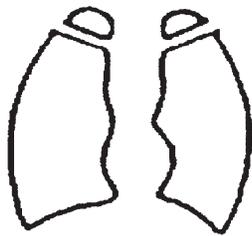
心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳未満用)

1 臨床所見 (該当するものを○で囲むこと)

- ア 著しい発育障害 (有・無)
- イ 心音・心雑音の異常 (有・無)
- ウ 多呼吸又は呼吸困難 (有・無)
- エ 運動制限 (有・無)
- オ チアノーゼ (有・無)
- カ 肝腫大 (有・無)
- キ 浮腫 (有・無)

2 検査所見

(1) 胸部X線所見 (年 月 日)



心 胸 比 (%)

- ア 心胸比0.56以上 (有・無)
- イ 肺血流量増又は減 (有・無)
- ウ 肺静脈うっ血像 (有・無)

(2) 心電図所見 (年 月 日)

- ア 心室負荷像 (有 <右室、左室、両室> ・ 無)
- イ 心房負荷像 (有 <右房、左房、両房> ・ 無)
- ウ 病的不整脈 【種類】 (有 ・ 無)
- エ 心筋障害像 【所見】 (有 ・ 無)

(3) 心エコー図、冠動脈造影所見 (年 月 日)

- ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 (有 ・ 無)
- イ 冠動脈瘤又は拡張 (有 ・ 無)
- ウ その他

3 養護の区分

- (1) 6か月～1年ごとの観察
- (2) 1か月～3か月ごとの観察
- (3) 症状に応じて要医療
- (4) 継続的要医療
- (5) 重い心不全、低酸素脳症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの

第6号様式(8)中「X線上における骨異常養症」を「X写真所見上における骨異常養症」に、「CO₂又はHCO₃ mEq/L」を「HCO₃ mEq/L」に、「(回数 /週、期間)等」を「有(回数 /週、透析導入日: 年 月 日)」に改める。

第6号様式(9)中「胸部X線所見(昭和 年)」を「胸部X写真所見(年)」に改める。

第6号様式(10)中

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I・II)	昏睡 (III以上)
腹 水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8~3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0~3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム (1981年) による。

注4 腹水は、超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注5 肝臓移植を実施した者であって、抗免疫療法を実施している者は、1、2、4の記載は省略可能である。

4 補完的は肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能障害	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
	血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上	有 ・ 無
検査日 年 月 日		
補完的な肝機能障害	血小板数50,000/mm ³ 以下	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
	原発性肝がん治療の既往	

症状に影響する病歴	確定診断日	年 月 日	有 ・ 無	
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往			有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	有 ・ 無	
	胃食道静脈瘤治療の既往			有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	有 ・ 無	
	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの続発的感染			有 ・ 無
	最終確認日	年 月 日	有 ・ 無	
日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある		有 ・ 無	
	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月7日以上ある		有 ・ 無	
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある		有 ・ 無	
該 当 個 数			個	
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無			有 ・ 無	

第6号様式(15) (第9条関係)

歯科医師による診断書・意見書

氏 名	年 月 日生	男 女
住 所		
現 症		
原因疾患名		

治療経過

今後必要とする治療内容

- (1) 歯科矯正治療 (要 ・ 否)
- (2) 口腔外科的手術 (要 ・ 否)
- (3) 治療完了までの見込み

向後 年 月

現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて医科の意見を付す。
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

- ・該当する
- ・該当しない

年 月 日

病院又は診療所の
名称、所在地

印

標榜診療担当科名
歯科医師氏名

印

第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

第7号様式及び第8号様式 削除

第9号様式を次のように改める。

第9号様式 (第11条関係)

身体障害者手帳居住地・氏名等変更届

年 月 日

沖縄県知事 殿

(届出者) 氏 名 印

住 所

電話番号

本人との続柄

私は、 年 月 日下記のとおり※〔居住地・氏名・その他〕を変更しましたので届けます。

記

<本人に関する欄>

新 居 住 地	
旧 居 住 地	
新 氏 名	
旧 氏 名	
(正) 生年月日	
(誤) 生年月日	

<保護者に関する欄>

新保護者居住地			
旧保護者居住地			
新保護者氏名		児童との続柄	
旧保護者氏名		児童との続柄	

身体障害者手帳記載内容

手帳番号	第	号	交付年月日	年	月	日交付
障害名			等級	種 級		

年 月 日

身体障害者手帳及び指導台帳記載済
福祉事務所長
町村長

印

沖縄県知事 殿

福祉事務所長
町村長

印

上記のとおり、身体障害者手帳居住地・氏名等変更届を受理したので進達します。

※該当するものを○で囲んでください。

第11号様式から第13号様式までを次のように改める。

第11号様式（第12条関係）

身体障害者手帳再交付申請書

年 月 日

(届出者) 氏 名 印

住 所

電話番号

本人との続柄

居 住 地						
氏 名			印	電話番号		
生年月日	年	月	日生	性別	男・女	15歳未満児童との続柄

15歳未満の児童

居 住 地			
氏 名			

生年月日		性別	男・女
------	--	----	-----

沖縄県知事 殿

私は、次のとおり 紛失のため
破損し使用に堪えないため
障害程度変更のため
障害名追加のため
その他 () 関係書類を添えて再交付を申請します。

旧手帳番号	第	号	交付年月日	年	月	日	交付
障 害 名						等級	種 級

- (注) 1 身体障害のある15歳未満の児童については、保護者が代って申請することになっています。
 この場合には、児童の氏名及び生年月日等を「15歳未満児童」欄内に記入すること。
 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
 3 理由欄については、該当する項目を○で囲むこと。

第12号様式 (第12条関係)

身体障害者手帳返還届

年 月 日

沖縄県知事 殿

(届出者) 氏 名 _____ 印 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____
 本人との続柄 _____

下記の理由により、身体障害者手帳を返還いたします。

記

- ①本人の死亡による (死亡年月日: 年 月 日)
 ②障害程度の軽減による
 ③自主返還による
 ④手帳の複数所持による 返還する手帳の番号 第 号
 交付年月日 年 月 日交付
 ⑤返還命令による
 ⑥手帳の破損等による再交付による
 ⑦その他 ()

※該当する番号を○で囲むこと。

(返還者) 氏 名 _____
 居住地 _____
 手帳番号 第 _____ 号
 手帳交付年月日 年 月 日交付
 障害名 _____

年 月 日

身体障害者指導台帳消除済

	福祉事務所長 町村長	印
沖縄県知事 殿	福祉事務所長 町村長	第 年 月 日 号 日 印
上記のとおり、身体障害者手帳返還届を受理したので進達します。		
身体障害者手帳の添付 (有・無)		

※身体障害者手帳の添付がない場合は、紛失理由書を添付してください。

第13号様式 (第13条関係)

却下決定通知書

		第 年 月 日 号 日
殿		
	沖縄県知事	印
年 月 日に申請された身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付について、下記の理由により却下することに決定しましたから通知します。		
記		
却下の理由		
(教示)		
1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)		

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第15号様式から第21号様式までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6号様式(6)の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

（沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2 沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1身体障害者福祉法施行細則（平成5年沖縄県規則第11号）の項を削る。

別表第3身体障害者福祉法施行細則の項を削る。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第16号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成6年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第6条中「入院命令書」を「入院通知書」に、「保護者（以下「保護者」という。）」を「保護の任に当たっている者」に改める。

第7条第1項中「措置入院解除命令書を保護者」を「措置入院解除通知書を保護の任に当たっている者」に改める。

第8条の見出し中「保護者」を「扶養義務者」に改め、同条中「保護者に異動」を「扶養義務者の氏名若しくは住所又は扶養義務者の変更」に、「新たに保護者となった者」を「扶養義務者」に改める。

第11条第2項第4号中「その他前各号」を「前3号に掲げるもの」に改める。

第13条中「第33条第7項」を「同条第7項」に、「第2項」を「第3項」に改める。

第15条中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に改める。

第1号様式中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第4号様式中「第23条」を「法第22条」に、「第24条」を「法第23条」に、「第25条」を「法第24条」に、「第25条の2」を「法第25条」に、「第26条」を「法第26条」に、「第26条の2」を「法第26条の2」に、「第26条の3」を「法第26条の3」に、「第27条第2項」を「法第27条第2項」に、

「8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」を

「8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

に改める。

9 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。」

第6号様式中「入院命令書」を「入院通知書」に改め、「沖縄県達 第 号」を削り、「保護者」を「保護の任に当たっている者」に、「入院することを命じます」を「入院させることを決定しましたので通知します」に改め、「この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に厚生労

働大臣に審査請求することができる。」を削る。

第7号様式中

入院年月日	年 月 日			
保 護 者	住 所			
	氏 名		生年月日	
	性 別	男・女	措置入院者との続柄	

を

入院年月日	年 月 日			
-------	-------	--	--	--

に改める。

第8号様式中「措置入院解除命令書」を「措置入院解除通知書」に改め、「沖縄県達 第 号」を削り、「保護者」を「保護の任に当たっている者」に、「解除します」を「解除したので通知します」に、「解除する」を「解除した」に改める。

第9号様式中

帰 住 地			
保 護 者	住 所		
	氏 名		
	患者との続柄		

を

帰 住 地			
-------	--	--	--

に改める。

第10号様式中

	住 所	都道 府 県	郡市 区	町村 区
保 護 者	フリガナ	続 柄		生年 月 日
	氏 名	(男・女)		明治 大正 年 月 日生 昭和 平成 (満 歳)
	住 所	都道 府 県	郡市 区	町村 区
	フリガナ	続 柄		生年 月 日

氏 名	(男・女)	月日	昭和 平成	(満 歳)
住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	

を

住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区
-----	----------	---------	---------

に改める。

第11号様式中「保護者変更届出書」を「扶養義務者等変更届出書」に、「保護者」を「扶養義務者」に、

備 考

を

備 考

(注) 扶養義務者自身に変更があるときは、備考欄にその旨を記載すること。

に改める。

第13号様式中

フリガナ 氏 名	印	性 別 男・女	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日
-------------	---	------------	----------	------------------

を

フリガナ 氏 名	印	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日
-------------	---	----------	------------------

に改める。

第14号様式を次のように改める。

第14号様式 (第12条関係)

診断書 (精神障害者保健福祉手帳・通院医療費公費負担用) 注(1)

フリガナ	明・大	年 月 日生 (歳)	男・女 注(4)
氏 名	昭・平		
住 所			
① 病名・ICDコード (ICDコードは、右の病 名と対応するF00～F99、 G40のいずれかを記載)	(1) 主たる精神障害 _____ ICDコード() 注(2) (2) 従たる精神障害 _____ ICDコード() (3) 身体合併症 _____ 身体障害者手帳 (有・無、種別 級)		
② 発病から現在までの 病歴及び治療経過と内 容 (推定発病年月、発病 状況、初発症状、治療 経過、治療内容などを	主たる精神障害の初診日 (把握できる最も古い日付) : 昭和・平成 年 月 日、 診断書作成医療機関の初診日 : 昭和・平成 年 月 日 注(3)		
	(推定発病時期 : 昭和・平成 年 月頃) *器質性精神障害 (認知症を除く) の場合、発症の原因となった疾患名とその発		

記載する。)	症日 (疾患名、発症日：昭和・平成 年 月 日)
<p>③ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導等] *手帳申請の場合：生活保護の有無(有・無)</p>	
<p>④ 現在の病状、状態像等(該当する項目を○印。過去2年間及び今後2年間に予測されるものを含む。)</p> <p>(1) 抑うつ状態 ア 思考・運動抑制 イ 易刺激性、興奮 ウ 憂うつ気分 エ その他()</p> <p>(2) 躁状態 ア 行為心迫 イ 多弁 ウ 感情高揚・易刺激性 エ その他()</p> <p>(3) 幻覚妄想状態 ア 幻覚 イ 妄想 ウ その他()</p> <p>(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 ア 興奮 イ 昏迷 ウ 拒絶 エ その他()</p> <p>(5) 統合失調症など残遺状態 ア 自閉 イ 感情平板化 ウ 意欲の減退 エ その他()</p> <p>(6) 情動及び行動の障害 ア 爆発性 イ 暴力・衝動行為 ウ 多動 エ 食行動の異常 オ チック・汚言 カ その他()</p> <p>(7) 不安及び不穏 ア 強度の不安・恐怖感 イ 強迫体験 ウ 心的外傷に関連する症状 エ 解離・転換症状 オ その他()</p> <p>(8) てんかん発作等(けいれんおよび意識障害) ア てんかん発作 発作型() ・頻度()・最終発作(年 月 日) イ 意識障害 ウ その他()</p> <p>(9) 精神作用物質の乱用及び依存 <種類> ア アルコール イ 覚せい剤 ウ 有機溶剤 エ その他() <状態> ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害(状態像を上記(1)~(8)の該当項目に再掲すること) エ その他() *現在も使用している精神作用物質の有無(有・無) (不使用の場合、その期間 年 月から)</p>	<p>(10) 知能・記憶・学習・注意の障害 ア 知的障害(精神遅滞) (ア) 軽度 (イ) 中等度 (ウ) 重度 療育手帳(有・無、等級) イ 認知症 ウ その他の記憶障害() エ 学習の困難 (ア) 読み (イ) 書き (ウ) 算数 (エ) その他() オ 遂行機能障害 カ 注意障害 キ その他()</p> <p>(11) 広汎性発達障害関連症状 ア 相互的な社会関係の質的障害 イ コミュニケーションのパターンにおける質的障害 ウ 限定した常同的で反復的な関心と活動 エ その他()</p> <p>(12) その他()</p> <p>⑤ ④の病状、状態像等の具体的内容及び症状、検査所見等</p>
<p>※ 同時申請の場合、以下の全項目について記載が必要です。障害者手帳のみの方は⑥~⑨は不要です。通院公費負担のみの方は⑩~⑪は不要です。</p>	
⑥ 現在の治療内容(該当する項目を○で囲み[]の	⑩ 生活能力の状態

<p>中に具体的内容を記載する。)</p> <p>1 処方内容〔主な薬剤名（日本語名）と投薬量を記載〕</p> <p>〔 〕</p> <p>2 精神療法等（診療報酬上の用語は不可）</p> <p>〔 〕</p> <p>3 訪問看護</p> <p>4 デイケア等</p> <p>5 その他</p> <p>〔 〕</p>	<p>〔 保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する（過去2年間及び今後2年間に予測されるものを含む。） 〕</p> <p>1 現在の生活環境 入院・入所（施設名 ）・在宅（ア 単身 イ 家族等と同居） ・その他（ ）</p> <p>2 日常生活能力の判定（該当するもの一つを○で囲む。）</p> <p>(1) 適切な食事摂取 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(2) 身の清潔保持、規則正しい生活 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(3) 金銭管理と買物 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(4) 通院と服薬（ 要 ・ 不要 ） 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(5) 他人との意思伝達・対人関係 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(6) 身の安全保持・危機対応 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(7) 社会的手続きや公共施設の利用 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない</p> <p>3 日常生活能力の程度（該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む。）</p> <p>(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。</p> <p>(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのことはほとんどできない。</p>
<p>⑦ 今後の治療方針（今後2年間で想定して、医学的に具体的な治療目標と治療手段を記載）</p>	

⑧ 備考（現在入院中の申請者については、退院予定日を記入）	⑩ ⑩の具体的程度、状態等について、特記事項があれば記入してください。
⑨ 医師の略歴（精神保健指定医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することが分かるよう記載すること。）注(2)	平成 年 月 日 医療機関所在地 名 称 電 話 番 号 診療科担当科名 医師氏名（自署又は記名捺印）

（この用紙は日本工業規格A列3番とする。）

障害者手帳					通院公費負担			重度かつ継続		
1	2	3	不承認	保留	承認	不承認	保留	承認	不承認	保留

- 記載上の注意事項 注(1) 申請する診断書の種類について、最上段の該当箇所を○で囲んで下さい。
 注(2) ①の(1)主たる精神障害のICDカテゴリーがF00～39、G40以外で、「重度かつ継続」に該当の場合は、⑨も必ず記入してください。
 注(3) 障害者手帳の申請は初診日より6か月以上経過してから行ってください。
 注(4) 精神障害者保健福祉手帳の申請に利用する場合には性別欄の記載は不要です。

第17号様式（その2）を削り、第17号様式（その1）中「第33条第1項・第4項」を「法第33条第1項・第4項又は法第33条第3項・第4項」に、「保護者の同意」を「家族等の同意」に、

保 護 者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日	日生
		(男・女)	続柄		明・大 昭・平	年 月 日	日生
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区			
		都道 府県	郡市 区	町村 区			
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 昭和・平成 年 月 日） 5 その他（ ）							

を

同 意 を し た 家 族 等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日	日生
		(男・女)	続柄		明・大 昭・平	年 月 日	日生
	都道 府県	郡市 区	町村 区				

住所	都道 府県	郡市 区	町村 区
	1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保証人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 昭和・平成 年 月 日） 8 市町村長		

に、「第33条第2項又は特定医師」を「特定医師」に、「第33条第2項入院」又は「第33条の4第2項入院」を「法第33条の7第2項入院」に、「保護者の氏名欄」を「同意をした家族等の氏名欄」に、「保護者の住所欄」を「同意をした家族等の住所欄」に、

「12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」を

「12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

13 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。」に改め、第17号様式（その1）を第17号様式とする。

第18号様式（その2）を削り、第18号様式（その1）中「保護者の同意」を「家族等の同意」に、「第34条」を「法第34条」に、

保 護 者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
		(男・女)	続柄		明・大 昭・平	年 月 日生
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
		都道 府県	郡市 区	町村 区		
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 昭和・平成 年 月 日） 5 その他（ ）						

を

同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
		(男・女)	続柄		明・大 昭・平	年 月 日生
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
		都道 府県	郡市 区	町村 区		

	1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保証人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 昭和・平成 年 月 日） 8 市町村長
--	--

に、「第33条第2項又は特定医師」を「特定医師」に、「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」を「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項入院」又は「法第33条の7第2項入院」に改め、「（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）」を削り、「保護者の氏名欄」を「同意をした家族等の氏名欄」に、「保護者の住所欄」を「同意をした家族等の住所欄」に、「10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」を「10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」に改め、第18号様式（その1）を第18号様式とする。

第19号様式中

保 護 者	住 所	都道 府 県	郡市 区	町村 区
	フリガナ	続 柄		明治 大正 年 月 日生
	氏 名	(男・女)		昭和 平成 (満 歳)
	住 所	都道 府 県	郡市 区	町村 区
保 護 者	住 所	都道 府 県	郡市 区	町村 区
	フリガナ	続 柄		明治 大正 年 月 日生
	氏 名	(男・女)		昭和 平成 (満 歳)
	住 所	都道 府 県	郡市 区	町村 区

を

	住 所	都道 府 県	郡市 区	町村 区
--	-----	-----------	---------	---------

に、

- 「1 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院を経た場合にあってはその入院年月日）を記載すること。
- 2 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 3 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 4 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

を

- 「1 入院年月日の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項又は第3項による医療

保護入院の年月日を記載すること。

2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。に改める。

第20号様式中「第33条の4第2項」を「法第33条の7第2項」に、「保護者等」を「家族等」に、

「9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」を

「9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

10 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。」に改める。

第21号様式中「第34条」を「法第34条」に、「保護者等」を「家族等」に、

「2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」を

「2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」に改める。

3 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。」

第22号様式中

診断した精神保健指定医氏名	署名				
	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	明・大昭・平 年 月 日生
		(男・女)	続柄		明・大昭・平 年 月 日生
住所	都道府県		市区	町村区	
	都道府県		市区	町村区	
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5 その他()					

を

診断した精神保健指定医氏名	署名
---------------	----

に、「第33条第2項又は特定医師」を「特定医師」に、「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」を「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項入院」又は「法第33条の7第2項入院」に、

「11 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

12 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。を

13 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

「11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

12 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。」に改める。

第23号様式中「(第33条第1項)」を「(法第33条第1項・第3項)」に、

今後の治療方針を記載すること(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて)
--

を 「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 今後の治療方針（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について） </td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について） </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> <u>選任された退院後生活環境相談員</u> </td> </tr> </table>	今後の治療方針（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について）		退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について）	<u>選任された退院後生活環境相談員</u>																			
今後の治療方針（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について）																								
退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について）	<u>選任された退院後生活環境相談員</u>																							
に、 「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 診断した精神保健指定医氏名 </td> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 署名 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 保 護 者 </td> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏 名</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(男・女)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">続 柄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">生年 月 日</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">明・大 昭・平 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> <td style="text-align: center;">続 柄</td> <td></td> <td style="text-align: center;">明・大 昭・平 年 月 日生</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">都道 府 県</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">郡市 区</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">町村 区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> <td style="text-align: center;">都道 府 県</td> <td style="text-align: center;">郡市 区</td> <td style="text-align: center;">町村 区</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 昭和・平成 年 月 日） 5 その他（ ） </td> </tr> </table>	診断した精神保健指定医氏名	署名	保 護 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏 名</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(男・女)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">続 柄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">生年 月 日</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">明・大 昭・平 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> <td style="text-align: center;">続 柄</td> <td></td> <td style="text-align: center;">明・大 昭・平 年 月 日生</td> </tr> </table>	氏 名	(男・女)	続 柄	生年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日生	(男・女)	続 柄		明・大 昭・平 年 月 日生	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">都道 府 県</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">郡市 区</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">町村 区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> <td style="text-align: center;">都道 府 県</td> <td style="text-align: center;">郡市 区</td> <td style="text-align: center;">町村 区</td> </tr> </table>	住 所	都道 府 県	郡市 区	町村 区	(男・女)	都道 府 県	郡市 区	町村 区	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 昭和・平成 年 月 日） 5 その他（ ）
診断した精神保健指定医氏名	署名																							
保 護 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏 名</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(男・女)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">続 柄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">生年 月 日</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">明・大 昭・平 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> <td style="text-align: center;">続 柄</td> <td></td> <td style="text-align: center;">明・大 昭・平 年 月 日生</td> </tr> </table>	氏 名	(男・女)		続 柄	生年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日生	(男・女)	続 柄		明・大 昭・平 年 月 日生													
	氏 名	(男・女)	続 柄		生年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日生																		
	(男・女)	続 柄		明・大 昭・平 年 月 日生																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">都道 府 県</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">郡市 区</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">町村 区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(男・女)</td> <td style="text-align: center;">都道 府 県</td> <td style="text-align: center;">郡市 区</td> <td style="text-align: center;">町村 区</td> </tr> </table>	住 所	都道 府 県	郡市 区	町村 区	(男・女)	都道 府 県	郡市 区	町村 区															
住 所	都道 府 県	郡市 区	町村 区																					
(男・女)	都道 府 県	郡市 区	町村 区																					
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 昭和・平成 年 月 日） 5 その他（ ）																								
を 「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 診断した精神保健指定医氏名 </td> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 署名 </td> </tr> </table>	診断した精神保健指定医氏名	署名																					
診断した精神保健指定医氏名	署名																							

に、「第33条第2項又は特定医師」を「特定医師」に、「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」を「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項入院」又は「法第33条の7第2項入院」に改め、「（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）」を削り、

「7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。

8 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

- 9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

を

「7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由を記載すること」の欄にその旨を記載すること。

- 8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、
 - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等
 について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。

- 9 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
- 12 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。 」

に改める。

第24号様式中「第22条の3」を「法第20条」に、「第33条第2項又は特定医師」を「特定医師」に、「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」を「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項入院」又は「法第33条の7第2項入院」に、

「7 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。

- 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 9 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

を

「7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。

- 8 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 9 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 10 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
- 12 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。 」

に改める。

第25号様式中「保護者」を「家族等」に改める。

第27号様式中

保 護 者	氏 名		患者番号	
	住 所			
	氏 名		続 柄	

を

	氏 名	患者番号
--	-----	------

に改める。

第29号様式中

帰院を必要とした理由			
保 護 者	住 所		続
	氏 名		柄

を

帰院を必要とした理由	
------------	--

に改める。

第30号様式中「保護者」を「家族等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

沖縄県訓令第45号

知 事 部 局

沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令

沖縄県普通財産貸付規程（昭和53年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第46号

沖縄県教育委員会教育長訓令第13号

沖縄県警察本部訓令第14号

本 庁 内 部 部 局
出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署

沖縄県交通安全対策本部設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明
沖 縄 県 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦

沖縄県交通安全対策本部設置要綱を廃止する訓令

沖縄県交通安全対策本部設置要綱（昭和48年沖縄県訓令第7号・沖縄県教育委員会教育長訓令第1号・沖縄県警察本部訓令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年 3月31日から施行する。

沖縄県訓令第47号

商 工 労 働 部

沖縄県産品販路拡大推進員設置規程を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県産品販路拡大推進員設置規程

(趣旨)

第 1 条 県外における県産品の販路拡大等を円滑に推進するため、沖縄県産品販路拡大推進員（以下「販路拡大推進員」という。）を設置する。

(身分)

第 2 条 販路拡大推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第 3 条 販路拡大推進員は、沖縄県東京事務所長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 沖縄県産品の販路の拡大に関すること。
- (2) 沖縄県産品の認知度の向上に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、沖縄県東京事務所長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第 4 条 販路拡大推進員は、沖縄県産品の販路の拡大及び認知度の向上に関し必要な知識及び経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 販路拡大推進員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、商工労働部産業政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第 5 条 販路拡大推進員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第 6 条 販路拡大推進員の勤務場所は、沖縄県東京事務所とする。

2 販路拡大推進員の1月の勤務日数は原則として16日以内とし、勤務する日は沖縄県東京事務所長が別に定める。

3 販路拡大推進員の勤務日は、日曜日、土曜日及び沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条に規定する休日を除くものとする。

4 販路拡大推進員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

（服務）

第7条 販路拡大推進員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 販路拡大推進員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 販路拡大推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 販路拡大推進員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第8条 知事は、販路拡大推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 販路拡大推進員として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、販路拡大推進員に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第48号

土 木 建 築 部

建設業事務嘱託員設置規程を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

建設業事務嘱託員設置規程

（設置）

第1条 建設業に係る許可等に関する事務を円滑に実施するため、土木建築部土木総務課及び土木事務所に建設業事務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 嘱託員は、勤務を命ぜられた所属の長（以下「所属長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 建設業許可等に関すること。

(2) 紛争相談に関すること。

(3) 国土交通省統計調査に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が指示する事項に関すること。

（委嘱及び委嘱期間）

第4条 嘱託員は、知事が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、土木建築部土木総務課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、土木建築部土木総務課及び土木事務所とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は所属長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。ただし、沖縄県宮古土木事務所及び沖縄県八重山土木事務所に勤務する嘱託員の勤務時間は、1日6時間以内とする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
--	--